



R8.9.17 令和8年度第4回大甕・太田地区学校適正化検討協議会資料
(南相馬市教育委員会事務局教育総務課)

【第3回検討協議会での委員意見を踏まえた協議事項の方向性について】

1. 第4回協議会での協議ポイント

第3回協議会での委員意見を踏まえた方向性の再協議について

- ➡ ・ 前回の協議会において、以下の点について協議を行った。
- ①大甕・太田地区の通学に係る現状と再編後の想定等について
 - ②現状の大甕・太田児童クラブ及び再編後の児童クラブの想定について
 - ③大甕幼稚園の現状及び幼保小連携・接続について
- ・ 委員意見を踏まえ、「再編後の考え方」について、あらためて担当課と協議した結果について、次のとおり、あらためて提案を行うもの。

論点：次に示す方向性の内容で、保護者の方が「大きな方向性（学校種・学校の位置）」を決定するにあたって判断が可能か。



2. 各協議事項に対する方向性について

①大甕・太田地区の通学に係る現状と再編後の想定等について

通学支援について、担当課より提案のあった内容に、委員からは、学校の位置が変わることから「スクールバスの運行の検討が必要」「自己負担でも利用が可能か」などの意見、質問が出された。

このことを踏まえ、市としての考えは次のとおり。

【市の考え方】

スクールバスは、通学距離が長くなる児童生徒の負担を軽減し、安全な通学環境を確保することを目的として運行している。

新たなスクールバスの運行には、運行経路や対象範囲の調整、運転手等の人員確保のほか、多額の費用を要するなど、様々な課題が想定される。このため、基準外の児童生徒の自己負担による特例的な利用も含め、実態に応じた各種課題を整理し、スクールバス運行の検討が必要。今後の協議会において引き続き協議していく。



2. 各協議事項に対する方向性について

①大甕・太田地区の通学に係る現状と再編後の想定等について

以上のことから、今後の通学支援のあり方について検討を行うこととし、再編後の方向性について、次のとおり「**修正し、再提案**」する。

【前回提示の方向性（変更部分のみ抜粋）】

通学距離が適正配置基準を超える場合の支援については、現時点での考えとして、現行の制度と同様の仕組みを検討している。

【今回の提示の方向性（変更部分のみ抜粋）】

通学距離が適正配置基準を超える場合の支援については、**現行の支援制度を基本としつつ、今後、通学環境変化の検証や市内各学校の状況を踏まえ、通学の安全確保の視点から総合的に検討する。**



2. 各協議事項に対する方向性について

②再編後の児童クラブの想定について

児童クラブについては、担当課より提案のあった内容に、概ね賛成の意見が多かったことから、再編後の方向性については、**「前回提案のとおり」**とする。

【提示の方向性：変更なし】

再編後の児童クラブについては、南側の校舎増築に伴い、隣接する場所に新たに児童クラブを整備する方向で検討する。



2. 各協議事項に対する方向性について

③大甕幼稚園の現状及び幼保小連携・接続について

「ア．大甕幼稚園の現状」「イ．幼保小連携・接続」について、担当課より提案のあった内容に、委員からは、「保護者の利便性も考慮すると幼稚園が近くがいい」「幼小が近いと入園する児童も増えるのでは」などの意見が出された。

このことを踏まえ、市としての考えは次のとおり。

ア・大甕幼稚園の現状について

【市の考え方】

公立幼稚園のあり方については、別途、担当課において公立の幼稚園のあり方を検討・協議を行うこととなっているため、その検討状況について、本協議会においても情報共有を図る。



2. 各協議事項に対する方向性について

③大甕幼稚園の現状及び幼保小連携・接続について

イ・幼保小連携・接続について

【市の考え方】

幼稚園と小学校が近接していることのメリットもあるが、まずは、子どもたちの健やかな学びと育ちを中心に考え、大きな視点から「より良い教育環境を整える」方向性について、検討を行いたい。

以上のことから、今後の大甕幼稚園のあり方については、別途協議がされることを踏まえ、**「前回提案のとおり」**とする。

【提示の方向性：変更なし】

義務教育学校への移行を見据え、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を推進し、子どもたちの健やかな学びと育ちを促進します。新しい義務教育学校と、大甕幼稚園を含む近隣の幼稚園・保育所等との連携のあり方（教員間の情報交換、園児・児童の交流活動など）について検討する。